

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠及び当該規定を適用する理由

	開示しない部分	根拠 (東京都情報 公開条例)	適用する理由
第637回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1ページ	申出者の氏名・メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	法人名、ウェブサイト名、コンテンツ名	第7条第3号	都民が問題視する法人・ウェブサイト・コンテンツを都が公にすることで、当該法人・ウェブサイト・コンテンツを提供する法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
青少年が掲載されているアイドル写真集について			
1ページ	氏名	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	図書類名・団体名	第7条第3号	都民が問題視する図書類・団体を都が公にすることで、当該図書類の出版社、当該団体が所属する法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第638回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1ページ	申出者の氏名・メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
1,2ページ	法人名、ウェブサイト名、ウェブサイトのURL	第7条第3号	都民が問題視する法人・ウェブサイトを都が公にすることで、当該法人・ウェブサイトが苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1ページ	申出者のメールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
1,2ページ	ウェブサイト名、ウェブサイトのURL	第7条第3号	都民が問題視するウェブサイトを都が公にすることで、当該ウェブサイトが苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第639回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1,2ページ	直筆	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1ページ	氏名	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	ウェブサイト名、法人名	第7条第3号	都民が問題視するウェブサイト・法人を都が公にすることで、当該ウェブサイト・法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
青少年にとって過激な図書類について			
1ページ	申出者の氏名・メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	図書類名	第7条第3号	都民が問題視する図書類を都が公にすることで、当該図書類の出版社が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。

	開示しない部分	根拠 (東京都情報 公開条例)	適用する理由
第640回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
ウェブサイト上の広告について			
1ページ	直筆	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
第641回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
残虐な内容の図書類について			
1ページ	図書類名、出版社名	第7条第3号	都民が問題視する図書類・出版社を都が公にすることで、当該図書類の出版社が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第642回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
インターネットにおける動画配信サイトについて			
1、3ページ	申出者のメールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
1、2、3ページ	ウェブサイト名・法人名・コンテンツ名	第7条第3号	都民が問題視するウェブサイト・法人・コンテンツを都が公にすることで、当該ウェブサイト・法人・コンテンツを提供する法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第643回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
残虐なミュージックビデオについて			
1ページ	申出者のメールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	団体名・作品名・ウェブサイト名・法人名	第7条第3号	都民が問題視する団体・作品・ウェブサイト・法人を都が公にすることで、当該団体が所属する法人・作品を販売する法人・ウェブサイト・法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
女性の裸体が描かれた図書類について			
1ページ	申出者のメールアドレス・住所・電話番号・氏名	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	図書類名	第7条第3号	都民が問題視する図書類を都が公にすることで、当該図書類の出版社が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第644回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
過激な図書類について			
1、2ページ	直筆	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。

	開示しない部分	根拠 (東京都情報 公開条例)	適用する理由
第645回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
ウェブサイト上の掲示板における誹謗中傷等について			
2、5～8、10、 11、14～18、 20～31ページ	氏名、愛称	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
1～28、30、3 1ページ	ウェブサイト名・ウェブサ イトのURL、掲示板の 名前欄、団体名、法人 名	第7条第3号	都民が問題視するウェブサイト・団体・法人を都が公にすることで、当該ウェブサイト・ 団体が所属する法人・法人が苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いら れることにより、事業運営上の地位が損なわれるため。
第646回東京都青少年健全育成審議会において報告された「都民の申出」			
反社会的で残虐な図書類について			
1ページ	申出者の氏名・住所・電 話番号・メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	図書類名	第7条第3号	都民が問題視する図書類を都が公にすることで、当該図書類の出版社が苦情を受け、 説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の地位が損なわ れるため。
動画配信サイトにおける差別的な発言について			
1ページ	申出者の氏名・住所・電 話番号・メールアドレス	第7条第2号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
	法人名・法人の住所、 ウェブサイト名	第7条第3号	都民が問題視する法人・ウェブサイトを都が公にすることで、当該法人・ウェブサイトが 苦情を受け、説明や釈明を求められるなどの負担を強いられることにより、事業運営上の 地位が損なわれるため。